

横浜市マイクロチップ装着補助金交付要綱

制 定 平成26年 3 月26日 健動第1862号（局長決裁）

一部改正 令和 7 年 3 月26日 医動第2017号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年 3 月 5 日条例第17号）の趣旨に基づき、飼育する飼い犬等にマイクロチップの装着を行う市民に対し、施術に要した費用の一部を補助することを通じて、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うこと及び災害発生時に放浪動物を保護収容する動物救援センターからの早期返還率及び平常時における収容動物の返還率を向上させることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬等 市民が飼育する犬及び猫をいう。
- (2) マイクロチップ 動愛法第39条の2第1項のマイクロチップをいう。
- (3) 登録動物病院 この要綱による事業において、飼い犬等にマイクロチップ装着を実施する市内の診療施設として横浜市動物愛護センターに登録した動物病院をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人であって、飼い犬等を飼育する者
- (2) 第4条で定める補助対象動物に、登録動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払った者

（補助対象動物）

第4条 補助金の交付対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、次の各号のすべてに該当する飼い犬等とする。

- (1) 前条に規定する補助対象者が市内で飼育するもの。ただし、動愛法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼育しているものを除く。
- (2) 動愛法第39条の5に規定する環境大臣の登録を受けていること。
- (3) 飼い犬にあっては、狂犬病予防法に基づく登録及び当該年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けている又は動物病院の当該年度の狂犬病予防注射猶予証明書が発行されていること。

（登録動物病院の登録）

第5条 登録動物病院の登録を受けようとする者は、マイクロチップ装着を実施する市内の診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条の診療施設をいう。以下同じ。）ごとに、横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）を動物愛護センター長に提出するものとする。また、獣医師会等の団体にあつては、所属会員を一括して申請することができる。

2 動物愛護センター長は、登録申請書の提出があつた場合において、次に掲げる要件に該当すると認める場合は、登録し、横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 登録動物病院の登録を受けようとする者は、獣医療法第3条の規定に基づき診療施設を開設した者又は同法第5条第1項の規定により診療施設を管理している獣医師であること。なお、法人の場合は代表者であること。
- (2) 申請に係る診療施設は、獣医療法第3条の規定に基づく届出施設であり、市内に存しているものであること。

（登録動物病院登録申請書記載事項変更及び登録解除の届出）

第6条 登録動物病院の登録を受けた者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録書記載事項変更・登録解除届（様式第3号）により、動物愛護センター長に届け出るものとする。

2 登録動物病院の登録を受けた者は、登録を解除するときは、速やかに横浜市マイクロチップ装着推進事業登録動物病院登録書記載事項変更・登録解除届（様式第3号）により、動物愛護センター長に届け出るものとする。

（登録動物病院の登録解除）

第7条 動物愛護センター長は、登録動物病院が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を解除することができる。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱及び獣医療法その他関係法令の規定に違反したとき。
- (3) 登録動物病院の登録を受けた者から登録解除の届出があつたとき。
- (4) 本事業の実施において、不適切な事務処理を行ったとき。
- (5) その他、本事業の趣旨及び目的に反する場合等で、不適切な処理があつたと動物愛護センター長が認めたとき。

（登録動物病院の獣医師の責務）

第8条 登録動物病院の獣医師は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録動物病院の獣医師は、この要綱による事業の趣旨及び内容を十分に理解し、市民から求められたときは、当該趣旨及び内容を市民に説明すること。
- (2) 登録動物病院の獣医師は、補助対象者から求められたときは、マイクロチップ装着を実施後に、

横浜市の求める事項を記載したマイクロチップ装着に係る領収書を発行すること。

- (3) 登録動物病院の獣医師は、動物愛護センター長から要請があったときは、この要綱に基づくマイクロチップ装着に係るカルテ等の情報を開示すること。

(登録の有効期限)

第9条 本事業を終了又は本要綱を廃止するまでとする。

(補助金額)

第10条 補助金額は、マイクロチップ装着を実施した補助対象動物1頭につき、1,500円とする。ただし、支払った装着費用の額が1,500円を下回る場合は当該支払った額とする。

(補助金交付の申請及び装着完了報告)

第11条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は市長あてに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 横浜市マイクロチップ装着補助金交付申請書兼装着完了報告書（様式第4号）
- (2) 3頭以上の申請を行うときは、横浜市マイクロチップ装着補助金交付申請書兼装着完了報告書別紙（様式第4号別記1）
- (3) マイクロチップ装着を実施した登録動物病院が発行した領収書の写し（発行日、宛名（申請者名であるもの）、飼い犬等の名前（又は動物種、性別、頭数）、装着実施日、金額の内訳、動物病院名及び動物病院所在地が明記されているもの。領収書が発行されない場合は、施術費の支払を証する書類の写し）
- (4) 動愛法第39条の5第4項に規定する登録証明書の写し
- (5) マイクロチップの装着日が確認できる書類の写し
- (6) 本人確認書類の写し（現住所が記載されている官公署発行のもの。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又は黒塗りしたもの。）

2 第1項の申請は、マイクロチップ装着を実施した、当該年度の3月5日を申請期限とし、3月5日が土曜日又は閉庁日の場合は前開庁日とする。

(補助金の交付決定及び額確定)

第12条 市長は、前条の申請及び報告があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助事業の目的及び内容が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、横浜市マイクロチップ装着補助金交付決定兼額確定通知書（様式第5号）により、申請者に対し、通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、横浜市マイクロチップ装着補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に対し、通知するものとする。

3 市長は、申請の内容に疑義が生じた場合、登録動物病院や申請者への確認調査をすることができる。

（補助金交付の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による通知書を受領してから30日以内に、横浜市マイクロチップ装着補助金交付請求書（第7号様式）に当該通知書の写しを添付して、市長あてに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合において、速やかに補助金を当該申請者に交付するものとする。

2 補助金の交付は、当該申請者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

（交付決定の取消し・返還）

第15条 市長は、補助金交付の決定及び額の確定をした場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、決定を取消し、補助金の全部又は一部について返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

（添付書類の省略等）

第16条 補助金規則第5条第3項の規定に基づき、申請者が申請時に省略することのできる書類は、補助金規則第5条第2項第1号から第4号の書類とする。

（関係書類の整備）

第17条 申請者は、マイクロチップ装着の実施に係る経費の支出を明らかにした書類、領収書等を整備し、補助金の交付を受けた日に属する横浜市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は医療局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、横浜市マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱（平成21年4月24日 健食品第96号）及び、横浜市マイクロチップ装着推進事業に関する実施要領（平成 21年4月24日）は、平成26年3月31日に廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月8日から施行する。ただし、第14条の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正要綱の施行の際、現に交付されている改正前の様式による書類は、改正要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 改正要綱の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。